厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

資料2

雇用調整助成金について

厚生労働省 職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、緊急事態措置区域として７府県が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、９月末までとしている現在の助成内容を11月末まで継続することとする。

12月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定）」に基づき、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していくこととし、具体的な助成内容を検討の上、10月中に改めて公表する。

なお、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、本年７月30日公表のとおり、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：4/5［9/10］、大企業：2/3［3/4］（※１））以上を確保する予定。）

（※１）［　］内は、解雇等を行わない場合。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※3）

		～４月末	５月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5（10/10） 15,000円	4/5（9/10） 13,500円
	地域特例（※1） 業況特例（※2）	－	4/5（10/10） 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3（3/4） 15,000円	2/3（3/4） 13,500円
	地域特例（※1） 業況特例（※2）	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円

休業支援金等

		～４月末	５月～11月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例（※5）	－	8割 11,000円
大企業（※4）	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例（※5）	－	8割 11,000円

（※1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（～4月末は大企業のみ。）
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※2）生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主
（※3）原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

（※4）大企業はシフト制労働者等のみ対象。
（※5）休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ（左記※1）。
なお、上限額については月単位での適用とする。
（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

- 令和２年度予算額（第３次補正まで）　：　雇用調整助成金　2兆7,849億円　緊急雇用安定助成金　2,482億円〔合計　3兆331億円〕
- 令和３年度予算額（令和２年度繰越額含む）：　雇用調整助成金　1兆2,693億円　緊急雇用安定助成金　1,591億円〔合計　1兆4,283億円〕

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 （令和３年４月30日まで）	新型コロナウイルス感染症特例措置 （令和３年５月１日～11月30日まで）　予定
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：３か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：１か月５%以上低下	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：２／３(中小) １／２(大企業)	休業の助成率　中小：４／５（10/10） 大企業：２／３（３／４） ※地域特例（注１）、業況特例（注２）の対象 大企業：４／５（10/10）	休業の助成率　中小：４／５**（9/10）** 大企業：２／３（３／４） ※地域特例（注３）、業況特例（注４）の対象 **中小・大企業４／５（10/10）**
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円	休業・教育訓練の助成額の上限額　15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額　**13,500円** ※地域特例（注３）、業況特例（注４）の対象 上限額　**15,000円**
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数　１年100日、３年150日	同左＋上記対象期間（別枠扱い）	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可） 休業規模要件：１／40(中小) １／30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2／3(中小) １／２(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率　中小：４／５（10/10） 大企業：２／３（３／４） ※地域特例（注１）、業況特例（注２）の対象 大企業：４／５（10/10） 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率　中小：４／５**（9/10）** 大企業：２／３（３／４） ※地域特例（注３）、業況特例（注４）の対象 **中小・大企業４／５（10/10）** 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：３か月以上１年以内	出向期間要件：１か月以上１年以内	同左

（実績）・支給申請件数（ 8/13 ）　4,352,801件
・支給決定件数（ 8/13 ）　4,199,346件
・支給決定金額（ 8/13 ）　4兆1,734億円

（参考）リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
・助成率：中小企業8/10（解雇等なし9/10）、大企業2/3（解雇等なし3/4）
・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額（現在8,265円）

※助成率における（）は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。
（注１）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（大企業のみ）。
（注２）特に業況が厳しい（生産指標が最近３か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少）全国の大企業。
（注３）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用）
（注４）特に業況が厳しい（生産指標が最近３か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少）全国の企業。